

(3) 要点と討論

本年度の地区研究会では、課題の継続性を考えて、とくに報告者には、村落自治資料の提供をお願いした（宿題委）。なお当日の報告要点と討論については、鳥越氏にまとめていただくことにした。



鳥 越 鮎 之

牧野会員は漁村を対象として報告された。そのなかで、牧野会員がとくに強調されたとおもわれるのは次の点である。(1) 沿岸漁業をおこなうムラでみると、村落秩序を支えてきたのは、ながく、幕藩時代の旧慣であった。(2) 地下（じげ）という行政の末端機構がすなわち部落の自治組織であり、それはまた漁業協同組合でもあ

あるという三つの組織の結びつきが考えられる。(3) 戦後、地先漁業は解体し、ムラとしてのまとまりが弱くなつたが、戦後の漁業法にのつとつた「漁業組合自営」という方式がイデオロギーとしての共同体をつくりだしている。(4) 戦後、漁業の整備にともない、漁協から自治政組織が分化していく傾向がみられる。この四点である。

また農村を対象とした余田会員の報告は次のようであった。余田会員は兵庫県波豆村（現宝塚市に所属）を中心とした村法などの地元文献史料をつぶさに紹介して、主として以下に述べるようなことを主張された。

川本彰氏はムラを三つの保全機能に分けた。それは人間保全、領土保全、作物保全であつた。ところでそれを近代の諸法制に照らしてみると、明治四年の戸籍法、明治五年の庄屋年寄の廃止、明治五年の大小区制（ただし兵庫県は小区を置かなかつた）等々によって、人間保全の機能が最初に大きく変化した事実がわかる。また明治七年の地租改正がムラの領域の意識（領土保全）をたいへん明確にしたものではないかと指摘された。

さらに、明治一一年の三新法、一三年の連合町村戸長制（総代がムラに置かれる）、明治二二年の町村制（各ムラに常設委員を置く）、大正一〇年の郡制廃止（ムラの体制のたてなおし）、昭和一五年の部落会の設置（いままでの部落が戦時対応したにすぎないと理解する）、昭和二一年の部落会の解散（部落会が解散したのであって部落は残存）、と歴史的経緯を兵庫県の事例に則して詳しく説明された。

そこで結論として主張されたことは、上からのさまざまな制度的変革にもかかわらず、ムラは常に存在しつづけてきた事実をあらためて理解しなければならないということであった。このムラが一貫して存続しつづけたという指摘は、牧野報告とも共通する見解である。余田会員のもう一つの指摘は、行政の末端機構といわゆるムラの自治組織とは相互補完的な存在であつて、現実のムラは行政と無関係ということはありえないという見解である。この指摘も牧野会員の指摘と変わらない。これら二つの指摘はたしかに目新しいものではないが、この両氏の指摘が精密な実証的資料にもとづいたのであつたので、充分な説得力があり、聞く者に深い共感を与えたようと思われる。

く討議ができなかつた。それは両報告ともに、そこまでふれる時間的余裕をもつていなかつたためだが、今後「主体」の範囲の確認と、「主体」の範囲の確認と、「主体性」をもつて動く実態の確認をする必要があることを痛感した。